

衆議院総務委員会 質疑 配布資料 一覧

2009年6月18日

民主党 原口 一博

- ① 佐藤総務大臣の8つの大臣兼任（出所：総務省）
- ② 松本内閣官房副長官発言概要（出所：内閣官房）
- ③ 不祥事に対する役員の措置事例（出所：日本郵政株式会社）
- ④ 不祥事に対する役員の措置事例（出所：日本郵政株式会社）
- ⑤ 日本郵政グループ等に対する主な措置（出所：総務省郵政行政部）
- ⑥ 日本郵政グループ等に対する主な措置（出所：総務省郵政行政部）
- ⑦ 日本郵政グループ等に対する主な措置（出所：総務省郵政行政部）
- ⑧ 東池袋4丁目施設用地（出所：日本郵政株式会社）
- ⑨ 東池袋4丁目用地の活用について（出所：日本郵政株式会社）
- ⑩ 東池袋4丁目用地のスキーム（出所：日本郵政株式会社）
- ⑪ 郵便局株式会社の重要な財産の譲渡の認可（出所：総務省）
- ⑫ 稟議書（出所：日本郵政株式会社）

以上

総務大臣

国家公安委員会委員長

内閣府特命担当大臣

（沖縄及び北方対策）

（地方分権改革）

（防災）

※地方再生、道州制及び郵政民営化を担当させる。

衆議院総務委員会理事会（21.6.16（火）9：15～）における松本内閣官房
副長官発言概要

鳩山総務大臣の辞任につきまして、御説明申し上げます。

日本郵政社長の人事については、郵政本体の事業が民営化の趣旨に照らして、上手く運営されているか、また、日本郵政が業務改善命令に対してどのように真摯に対応していくか、こうした問題を、冷静かつ慎重に、また、客観的な事実に基づいて判断していかなければならないものであります。

そのため、6月29日（月）の日本郵政の株主総会において政府が議決権を行使するに当たって、総務大臣、財務大臣、内閣官房長官の3大臣による調整を行うこととなったところであります。しかしながら、調整の余地がないということで、6月12日（金）に鳩山大臣の方から辞表の提出があり、また、鳩山大臣の言動が先行した結果、郵政事業に関して、政府と郵政会社との間に混乱が生じたような印象を与えたことは否めない事実でもあるところから、麻生総理は辞表を受理し、後任には佐藤国家公安委員会委員長を兼任で発令したところであります。

よろしく御理解のほど、お願いいたします。

不祥事に対する役員の措置事例

【日本郵政公社】

措置日	事案名	措置内容
H19. 6. 29	簡易保険の無面接募集事案の監督責任	理事・総裁代理執行役員 (金融総本部長) 訓戒
H19. 6. 29	郵便局における詐欺・横領の監督責任	理事・専務執行役員 (簡易保険事業総本部長) 訓戒
H19. 9. 28	貯金事務センターにおける書類誤廃棄	理事・専務執行役員 (郵便貯金事業総本部長) 訓戒
		理事・常務執行役員 (元所管支社長) 厳重注意
		理事・専務執行役員 (郵便貯金事業総本部長) 訓戒 及び 役員報酬月額10%自主返納 1 か月分

【郵便局株式会社】

措置日	事案名	措置内容
H20. 6. 3	カタログ販売に係る内部統制に係る責任	執行役員 注意・指導
H20. 11. 21	郵便認証司でない社員による不適正認証事案	代表取締役会長 代表取締役社長 取締役副社長 執行役員 役員報酬月額10%自主返納 1 か月分
H21. 3. 30	実施計画添付書面の記載内容の不備及び防犯に係る経営・結果責任	執行役員 厳重注意
H21. 3. 30	防犯に係る経営・結果責任	執行役員 厳重注意
H21. 3. 30	個人情報保護及び防犯に係る経営・結果責任	常務執行役員 厳重注意

H21. 3. 30	実施計画添付書面の記載内容の不備事案の経営・結果責任	執行役員	厳重注意
H21. 3. 30	実施計画添付書面の記載内容の不備事案の経営・結果責任	執行役員	厳重注意
H21. 3. 30	本社における三六協定違反事案の行為責任	執行役員	厳重注意

【郵便事業株式会社】

措置日	事案名	措置内容
H20. 6. 24	郵便認証司でない社員による不適正な認証事務	代表取締役会長 代表取締役社長 取締役副社長 常務執行役員 役員報酬月額 10%自主返納 1 か月分
H21. 1. 23	鉄道コンテナ便の残留事故	代表取締役会長 代表取締役社長 取締役副社長 常務執行役員 役員報酬月額 10%自主返納 1 か月分

【株式会社ゆうちょ銀行】

措置日	事案名	措置内容
H20. 1. 30	担当する部の勤務時間管理が不適正であったことに対する監督責任	常務執行役 文書注意

日本郵政グループ等に対する主な措置

平成 21 年 6 月 18 日
総務省郵政行政部

1 かんぽの宿関連（日本郵政（株））

年月日	名称	相手方	根拠条文
平成 21 年 2 月 4 日	「かんぽの宿」等のオリックス不動産株式会社への譲渡に関する報告徴求	日本郵政（株）	日本郵政株式会社法第 15 条第 1 項に基づくもの
平成 21 年 3 月 3 日	日本郵政公社が行った不動産の売却（バブル売却）に関する報告の要請	日本郵政（株）	日本郵政株式会社法第 14 条第 1 項に基づくもの
平成 21 年 3 月 31 日	日本郵政（株）の平成 21 年度事業計画を条件付認可	日本郵政（株）	日本郵政株式会社法第 10 条に基づくもの
平成 21 年 4 月 3 日	「かんぽの宿」等の譲渡をめぐる日本郵政（株）の経営判断等に関する 監督上の命令 等	日本郵政（株）	日本郵政株式会社法第 14 条第 2 項に基づくもの

2 低料第三種郵便物関連（郵便事業（株）、日本郵政（株））

年月日	名称	相手方	根拠条文
平成 20 年 12 月 1 日	低料第三種郵便制度の不適正利用事案に係る報告徴求	郵便事業（株）	郵便事業株式会社法第 13 条第 1 項に基づくもの
平成 20 年 12 月 26 日	低料第三種郵便制度の不適正利用事案に係る再発防止策を講じることについて 監督上の命令 等	郵便事業（株）	郵便事業株式会社法第 12 条第 2 項に基づく命令及び同法第 13 条第 1 項に基づくもの
平成 21 年 6 月 3 日	日本郵政グループの責任代理店である博報堂との契約に関する日本郵政（株）及び郵便事業（株）への報告徴求	日本郵政（株） 郵便事業（株）	日本郵政株式会社法第 15 条第 1 項及び郵便事業株式会社法第 13 条第 1 項に基づくもの
平成 21 年 6 月 8 日	不適正利用事案に係る再発防止策の評価及び追加的な再発防止策の検討状況等に関する報告徴求	郵便事業（株）	郵便事業株式会社法第 13 条第 1 項に基づくもの

3 かんぽ支払不足関連

年月日	名称	相手方	根拠条文
平成 19 年 5 月 14 日 (当時の日本郵政公社及び郵便貯金・簡易生命保険管理機構(以下「機構」という。)あてに徴求)	簡易生命保険に係る保険金等の支払不足の防止について、日本郵政公社及び機構に報告徴求	日本郵政公社 機構 ※ 民営化に伴い、日本郵政公社から簡易生命保険を承継した機構に対し、平成 19 年 10 月 1 日、同内容の報告徴求を実施。その後も機構に対し、進捗状況の報告徴求を実施。	日本郵政公社：日本郵政公社法第 58 条第 1 項に基づくもの 機構：独立行政法人通則法第 64 条第 1 項に基づくもの
平成 21 年 6 月 5 日	簡易生命保険に係る保険金等の支払不足の防止について、(株)かんぽ生命及び機構に対する報告徴求	(株)かんぽ生命 機構	(株)かんぽ生命：独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法第 31 条第 1 項に基づくもの 機構：独立行政法人通則法第 64 条第 1 項に基づくもの

4 JPEXスプレッド関連

年月日	名称	相手方	根拠条文
平成 21 年 3 月 31 日	郵便事業(株)の平成 21 年度事業計画を修正の上、条件付認可	郵便事業 (株)	郵便事業株式会社法第 7 条に基づくもの

5 コンテナ残留関連

年月日	名称	相手方	根拠条文
平成 20 年 12 月 3 日	J R 梅田駅における鉄道コンテナ放置・残留事故に係る報告徴求	郵便事業 (株)	郵便事業株式会社法第 13 条第 1 項に基づくもの
平成 20 年 12 月 15 日	コンテナ放置・残留事故に関する再発防止策と適正な業務運行体制の確立等の必要な対策を講じることについて <u>監督上の命令</u> 等	郵便事業 (株)	郵便事業株式会社法第 12 条第 2 項及び同法第 13 条第 1 項に基づくもの
平成 21 年 3 月 16 日	運送委託事業者に係る残留事故の再発に伴う <u>監督上の命令</u>	郵便事業 (株)	郵便事業株式会社法第 12 条第 2 項に基づくもの

6 郵便認証司関連

年月日	名称	相手方	根拠条文
平成 19 年 10 月 24 日	郵便事業会社及び局会社に対し、内容証明及び特別送達の郵便物に対する不適正な認証事務に関し <u>監督上の命令</u> 等	郵便事業 (株) 郵便局 (株)	郵便事業株式会社法第 12 条第 2 項及び第 13 条第 1 項、並びに郵便局株式会社法第 13 条第 2 項及び第 14 条第 1 項に基づくもの

東池袋4丁目施設用地

1 施設の概要

<土地の情報>

所在地：東京都豊島区東池袋4丁目7番7号

敷地面積：2,038.9㎡(616.77坪) (登記面積)

用途地域：商業地域

容積率：676%(800%、600%)

建ぺい率：100%

<建物の情報>

建築面積：1,798.04㎡

延床面積：14,948.87㎡(4,522.03坪)

建物規模：地下3階、地上7階、塔屋1階

構造：鉄骨鉄筋コンクリート造

用途他：店舗・事務所・診療所・宿泊所・宴会場・駐車場

築年：平成6年築

閉鎖：平成19年7月末に営業終了

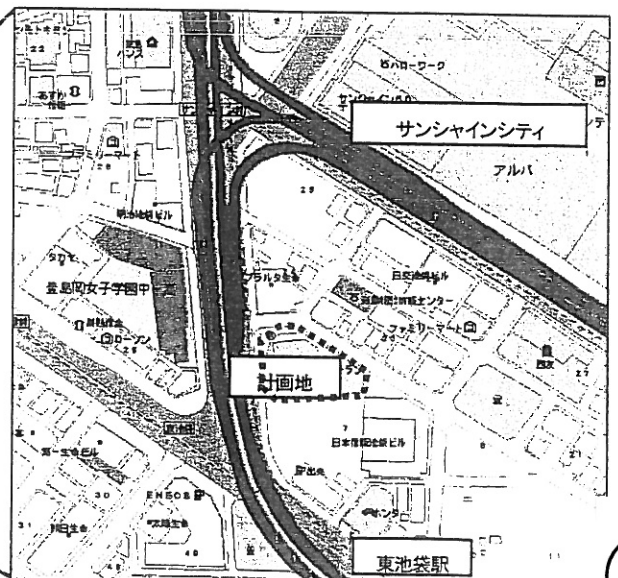
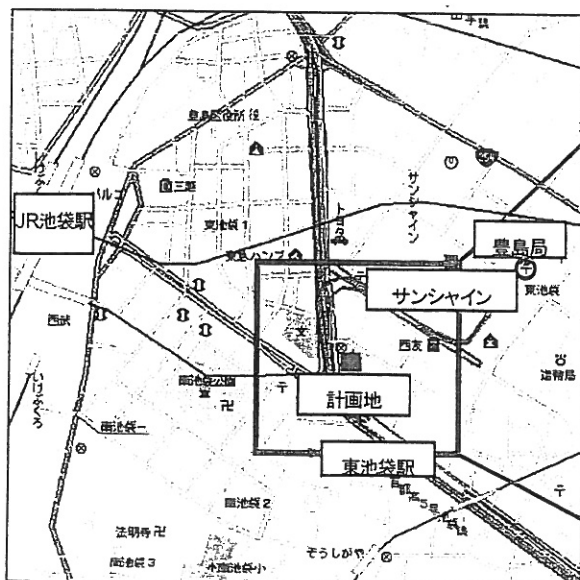
2 信託概要

所有者(信託)：三菱UFJ信託銀行(株)

所有権移転：平成20年8月8日

受益権者：受益権持分比率の7/10を住友不動産(株)

3/10を郵便局(株)



東池袋4丁目用地の活用について（信託）

1 信託理由

当該用地については、周辺立地環境・外部環境等から、開発は行うものの、将来にわたって保有し続ける物件とは位置づけず、7割の権利を共同事業者に譲渡したうえで、共同で不動産開発を行い、最終的に市場にて共同で売却することを予定している。

- ・ 7割売却時と最終売却時の2度の売却があり、譲渡先の流通税の負担により譲渡価格に影響を及ぼすこと、
- ・ 受益権売却の場合、現物不動産以外への投資家も売却対象者となるため、売却先が拡大すること、

等の理由から、信託受益権を設定した。

<参考>不動産（土地）流通コスト比較

登録免許税

- ・ 現物所有権移転 不動産価額の10/1000
- ・ 信託設定 不動産価額の2/1000
- 受益者変更 不動産1個につき 1千円

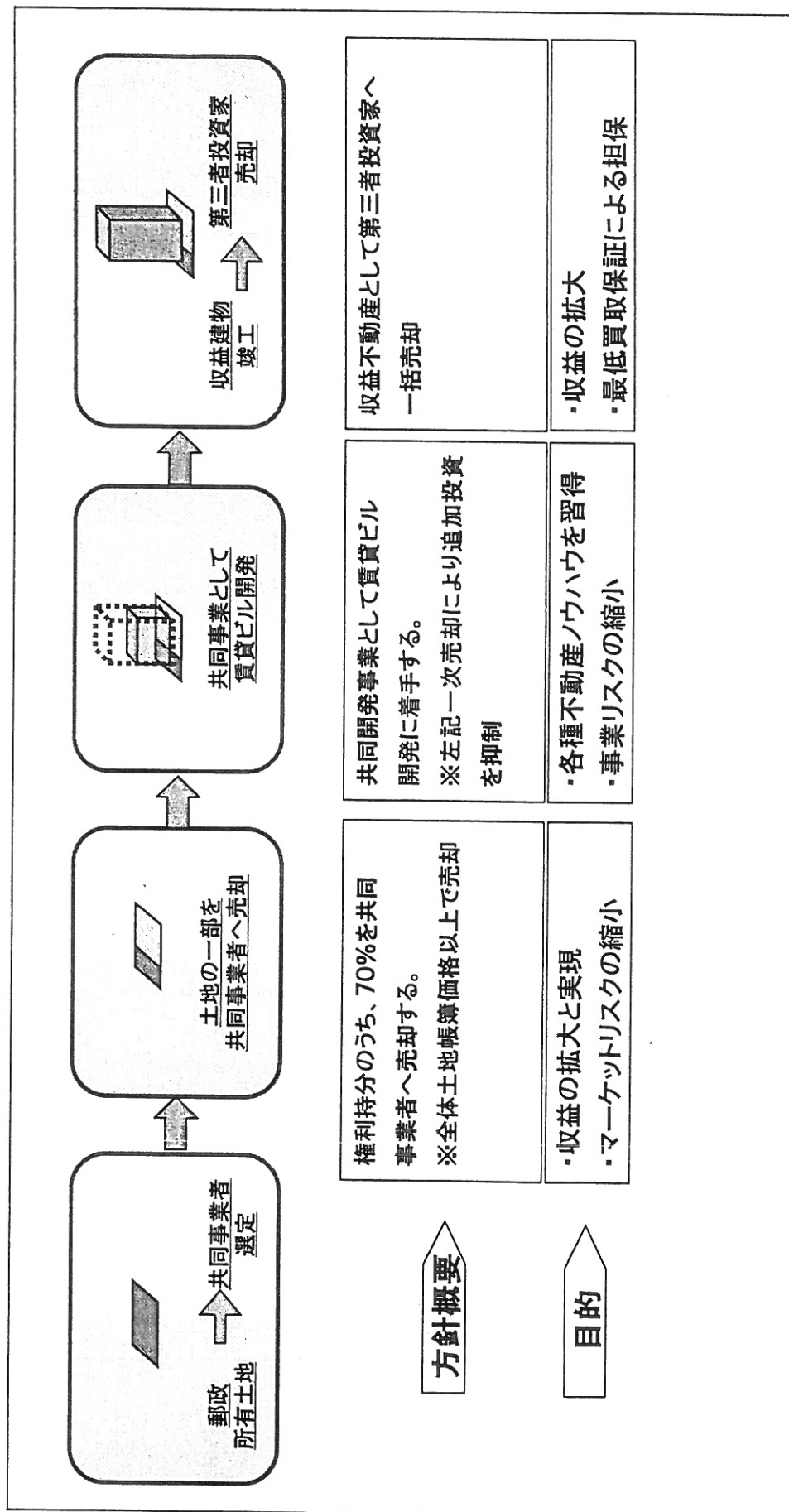
不動産取得税

- ・ 現物所有権移転に伴う場合
固定資産課税台帳の登録価格の3%
- ・ 信託設定 非課税
- ・ 受益者変更 非課税

2 主な流れ

時 期	事 項
平成20年 5月14日	・ 総務省から「重要な財産の譲渡について」認可
8月 8日	・ 受益権化（信託契約）、同日付で信託登記 （最低額を提示した三菱UFJ信託銀行と契約。） ・ 共同事業者へ受益権の持分比率7割を譲渡
現在	・ 共同事業者主導のもと開発案の検討中
竣工時	・ 共同事業者と開発したビルを市場にて受益権のまま譲渡予定

東池袋4丁目用地のスキーム





平成20年5月14日

郵便局株式会社の重要な財産の譲渡の認可

総務省は、本年4月28日付けで郵便局株式会社(代表取締役会長:川 茂夫)から申請のあった重要な財産の譲渡について、申請のとおり認可しました。

申請の概要は次のとおりです。

1 申請年月日

平成20年4月28日(月)

2 事案

郵便局株式会社法(平成17年法律第100号)第10条の規定に基づく重要な財産の譲渡の認可

3 概要

施設の廃止等により未利用となる土地(2箇所)について、譲渡をしようとするものである。

	財産の名称	区分	譲渡面積(m ²)	譲渡時期	相手方
1	東池袋4丁目施設	土地	2,039.60	平成20年 5月以降	未定
2	那覇市那覇新都心用地	土地	7,900.00		

連絡先 : 郵政行政局企画課

(担当 : 三島課長補佐、近藤郵便局監理係長)

電話 : 03-5253-5968

FAX : 03-5253-6253

戻る

稟 議 書



稟議番号	19-011	起案日	平成19年 4月 6日	
決 裁	西川代表取締役社長	決裁日	平成 年 月 日	
合 議	高木代表取締役副社長	起案者	豊田 康光	
合 議	團代表取締役副社長			
合 議	伊東総務部長			
合 議	高橋種郵便貯金銀行担当執行役員			
合 議	宇野種郵便貯金銀行担当執行役員			
件 名 「クレジットカード事業に関する業務委託先の選定」に係る業務委託先の選定について 内 容 「クレジットカード事業に関する業務委託の選定」にあたり、クレジットカード会社7社から提案書が提出されたことに伴い、別添1「クレジットカード事業に関する提案 評価基準」に基づき、別添2「クレジットカード戦略と業務委託会社選定について」のとおり、三井住友カード(株)及び(株)ジェーシービーの2社を業務委託先の候補として選定し、今後F/Sを実施していくこととしてよろしいか決定を求めます。 (参考) ○ 稟議番号18-495(190131)「「クレジットカード事業に関する業務委託先の選定」に関する企画コンペの実施について」に基づき企画コンペを実施したものです。				
保存期間	7 年	平成25年度末		